

事務連絡
平成24年6月26日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
職業病認定対策室長補佐

精神障害の処理経過簿における時間外労働時間数等の入力方法について

精神障害の処理経過簿（以下「処理経過簿」という。）における時間外労働時間数等の入力方法について、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「認定基準」という。）が策定されたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 下記2から4の場合を除き、時間外労働時間数については、発病前1～6か月間の各期間のうち、精神障害の発病に関与した出来事が発生した日の属する期間から精神障害の発病時期までの間における1か月平均の時間外労働時間数を処理経過簿の「平均時間外労働時間」の欄に入力すること。
平均時間外労働時間数の算出に当たっては、以下に留意すること。
 - (1) 出来事の発生日が発病前1～6か月において、どの期間に属するかを確認の上、調査復命書の「労働時間の状況（時間外労働時間数）」欄を参照し、出来事の発生日が属する期間から「発病前1か月」の欄までに記載された時間外労働時間数を合計し、その間の期間の月数で除し、1か月平均の時間外労働時間数を算出すること。
 - (2) 出来事の発生日が発病前1か月以内である場合は、発病前1か月間の時間外労働時間数を入力すること。また、いじめやセクシュアルハラスメントに係る事案で、出来事の発生日が発病前6か月より前になる場合は、発病前6か月間における1か月平均の時間外労働時間数を算出すること。

- (3) 出来事の発生日に幅がある場合には、最も早い日を基に算出すること。
 (4) 複数の出来事が認められる場合には、最初の出来事の発生日を基に算出すること。

以下に算出例を示すので、参考とすること。

(例) 調査復命書の記載が以下のとおりであるとする。

労働時間の 状況(時間外 労働時間数)	発病1か 月前 53:00時間	発病前2か 月 38:00時間	発病前3か 月 36:00時間	発病前4か 月 40:00時間	発病前5か 月 51:00時間	発病前6か 月 40:00時間
---------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

ア 出来事の発生日が発病前4か月に属している場合、1か月平均時間外労働時間数は、

$(40 + 36 + 38 + 53) \div 4 = 42$ 時間(小数点以下第1位四捨五入)となる。

イ 出来事の10日後に精神障害を発病している場合、1か月平均時間外労働時間数は、53時間となる。

ウ いじめが発病前6か月よりも前から継続している場合、1か月平均時間外労働時間数は、

$(40 + 51 + 40 + 36 + 38 + 53) \div 6 = 43$ 時間となる。

- 2 極度の長時間労働が認められ、心理的負荷の総合評価を「強」とした事案(認定基準の第4の(4)アに該当する事案)については、発病前1か月間の時間外労働時間数を記載すること。なお、発病直前の1か月に満たない期間の時間外労働を評価した事案についても、発病前1か月間の時間外労働時間数を入力すること。
- 3 出来事としての長時間労働が認められ、心理的負荷の総合評価を「強」とした事案(認定基準の第4の(4)イに該当する事案)については、出来事としての評価を行った時間外労働時間数のうち、最大の期間の時間外労働時間数を記載すること。たとえば、発病直前の連続した2か月間の時間外労働時間数が、発病前1か月で130時間、発病前2か月で120時間である場合は、130時間と入力すること。
- 4 恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価により、心理的負荷の総合評価

を「強」とした事案（認定基準の第4の（4）ウに該当する事案）については、以下のように入力すること。

- (1) 出来事の前または後に恒常的長時間労働が認められる場合は、恒常的長時間労働として評価した時間外労働時間数のうち、最大のものを入力すること。
- (2) 出来事の前及び後にそれぞれ恒常的長時間労働が認められる場合は、それぞれの期間において恒常的長時間労働として評価した時間外労働時間数の最大のものを平均して入力すること。たとえば、出来事前の時間外労働時間数の最大が100時間、出来事後の時間外労働時間数の最大が120時間であった場合は、110時間と入力すること。

5 上記2から4の場合においては、処理経過簿の「評価期間」欄は入力不要であること。

6 本事務連絡による入力方法は、平成24年4月1日以降に決定する事案について適用する。